



広報
やないづ
お知らせ版



風っこ奥会津紅葉号

11月10日(土)、11日(日)の2日間、ＪＲ只見線のトロッコ風列車「風っこ奥会津紅葉号」が会津若松駅と会津川口駅間で運行されました。

紅葉シーズンということもあり、家族連れなど大変多くの方々に賑わい、座席はほぼ満席。車内では只見川ライン観光協会(柳津町、三島町、金山町、昭和町、只見町)によってあわまんじゅうや各町村の地酒や焼酎などが振舞われ、窓ガラスがない開放感あふれる車内で、さわやかな風を受けながら奥会津の秋を満喫しました。

柳津町では運行に合わせて会津柳津駅から観光ガイドの説明を受けながら福満虚空蔵菩薩や只見川周辺を散策するツアーが行われたほか、終点の会津川口駅では奥会津各町村のグルメや物産品の販売、名産品が当たる釣りゲーム大会が行われ、大盛況でした。

年末年始の公共施設等の開館予定について

年末年始の公共施設等の開館予定は次のとおりです。○…通常開館 △…一部開館 ×…休館

施設名	平成24年12月				平成25年1月				
	28日 (金)	29日 (土)	30日 (日)	31日 (月)	1日 (火)	2日 (水)	3日 (木)	4日 (金)	5日 (土)
町民センター TEL 42-2302	○	○	○	○	○	○	○	○	○
柳津温泉スキー場 ※1 TEL 42-2245	○	○	○	○	○	○	○	○	○
観光物産館清柳苑 TEL 42-2324	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西山温泉せいざん荘 ※2 TEL 43-2727	○	○	○	△	△	○	○	○	○
斎藤清美術館 TEL 42-3630	○	×	×	×	○	○	○	○	○
やないづふれあい館 TEL 42-3511	○	×	×	×	×	×	×	○	○
海洋センター体育館 TEL 42-2246	○	×	×	×	×	×	×	○	○
柳津町国保診療所 ※3 TEL 42-2334	△	×	×	×	×	×	×	○	○

※1 柳津温泉スキー場は積雪状況により休業となる場合があります。

※2 西山温泉せいざん荘の通常の営業時間は午前10時～午後8時までですが、
12月31日(月)は午後5時閉館、1月1日(火)は正午より開館(食堂は両日とも休業)

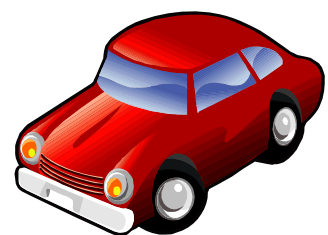
※3 柳津町国保診療所12月28日(金)は午前中のみ診察

年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動について

年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動が下記により実施されます。毎年この時期は、交通量が増加する傾向にあり、飲酒を伴う会合等により夜間に外出する機会も多くなります。穏やかな年末年始を過ごすためにも、交通ルールと交通マナーを守りましょう。

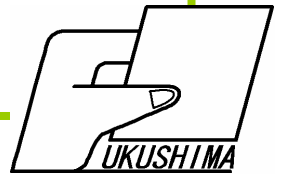
○運動期間 平成24年12月10日(月)～平成25年1月7日(月)

○スローガン「夕焼けが 消えないうちに ライトオン」



問 総務課 総務班 電話42-2112

12月16日(日)は衆議院議員総選挙・
最高裁判所裁判官国民審査の投票日です



～ あしたのために 確かな選択 ～

○今回の選挙は、3種類の投票があります。

・衆議院小選挙区選出議員選挙（福島県第4区）・・【ピンク色の投票用紙】
（上記選挙は、候補者の氏名をひとり記入します。）

・衆議院東北選挙区比例代表選出議員・・【アサギ色の投票用紙】
（上記選挙は、政党名の名称または略称をひとつ記入します。）

・最高裁判所裁判官国民審査・・【白色の投票用紙】
（上記国民審査は、やめさせた方がいいと思う裁判官がいる場合のみ×を記入します。）

○投票日

12月16日(日)

投票時間は全投票区で午前7時から午後6時までとなります。

○期日前投票及び不在者投票について

投票日当日、仕事や外出などのために投票できない方は、忘れずに期日前投票または不在者投票をしましょう。

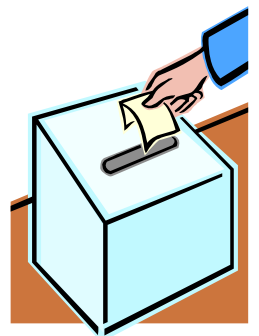
※期日前投票とは、名簿登録地の選挙管理委員会で行う投票について、投票用紙を直接投票箱に入れ、投票できる方法です。手続は簡単ですので、お気軽においで下さい。

◆投票所 柳津町役場及び柳津町役場西山支所

◆期 間 12月15日(土)まで

◆投票時間 午前8時30分から午後8時まで

有権者の皆さん、棄権しないで投票しましょう！



問 柳津町選挙管理委員会（総務課内） 電話42-2112

12月は一斉滞納整理強化月間です

～納税は義務です！！期限内納付をお願いします！～

柳津町は福島県会津地域地方税滞納整理機構と連携し、財産調査や勤務先への照会等を行い、滞納処分を強化します。悪質な滞納者については、特に厳しく滞納処分を行います。

○滞納処分とは

国税徴収法等に基づき財産の差し押さえなどを行うことです。町税等の滞納者の財産の差し押さえや、差し押さえに係る(家宅)搜索、または差し押さえた財産の売却などについては、司法(裁判所)の許可無く町の判断で行うことができます。(一般私債権については、裁判所の許可が必要です。)

○差し押さえる財産

預貯金、給与、不動産などさまざまなものがあります。

※差し押さえ対象財産参照



○悪質滞納者とは

町税を納付する能力が有るにもかかわらず納付しない滞納者や、納付意志や誠意の無い滞納者のことです。

○徴税吏員

徴税吏員に任命された町職員は、法により質問検査・搜索・差し押さえなどの権限が与えられます。なお、徴税吏員に任命された町職員が行う差し押さえや、搜索を妨害した場合は、公務執行妨害で処罰されます。

○差し押さえ対象財産

◆預貯金

金融機関に照会を行い、預金(貯金)を差し押さえ、税金を徴収します。

◆給与

勤務先の会社などを調査し給与債権の差し押さえを行い、税金を徴収します。一度の差し押さえで完納にならないときは、完納になるまで継続して行う場合があります。

◆不動産

土地・建物などの不動産は、法務局で差し押さえの登記を行い、納付がない場合は公売をし、税金を徴収します。

◆自動車

自動車にタイヤロックを装着し運行不能状態にした上で、
公売によって換金し、税金を徴収します。



◆生命保険

生命保険を差し押さえ、保険契約を解約し、解約返戻金を税金へ充てます。

◆所得税還付金

確定申告後、所得税の還付があるときには、還付金を差し押さえ、税金を徴収します。

◆その他

出資金・売掛金・有価証券・貸付金・家賃などを差し押さえ、税金を徴収します。

事情により、納期限までに納められない場合は、そのまま放置せずに、できるだけ早めに納税相談をしてください。

問 総務課 税務班 電話42-2113
会津地域地方税滞納整理機構 電話0242-29-5241

家屋の滅失(取り壊し)届について

建て替えや老朽化などで家屋の一部や全部を滅失(取り壊し)したときは、「家屋滅失届」を総務課税務班まで届出てください。

家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。年の途中で取り壊し等された家屋につきましては、翌年度の課税内容に影響がありますので、床面積の大小にかかわらず届出をお願いします。

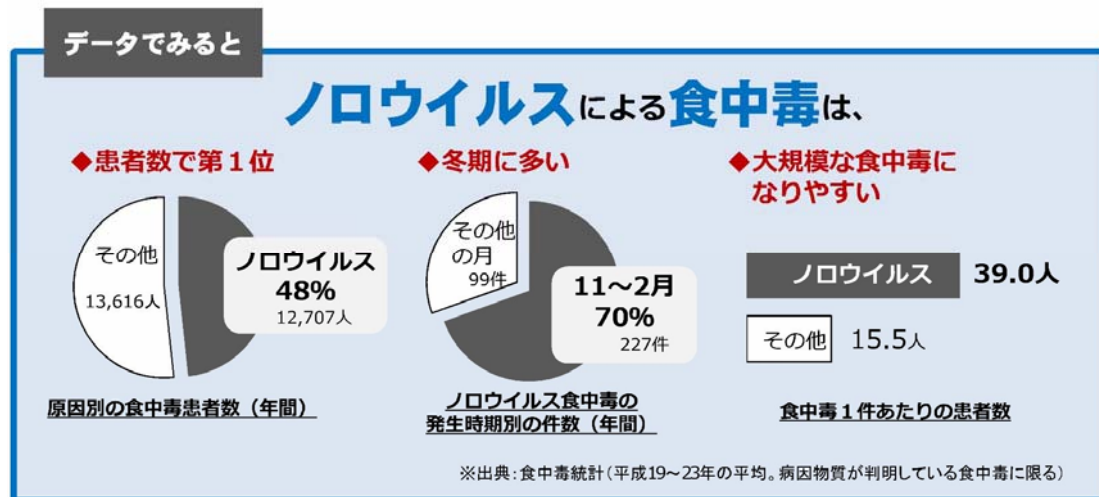
ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

問 総務課 税務班 電話42-2113



ノロウイルスによる食中毒に注意しましょう

食中毒は1年を通して発生しています。油断しがちな冬場に急増するのがノロウイルス食中毒です。ノロウイルス食中毒の発生を防止するために、食品関係事業者の方はもちろんですが、一般家庭においても食中毒予防を心がけてください。



○主な症状

感染性胃腸炎は感染してから1～2日で、吐き気、おう吐、発熱、下痢、腹痛などの症状が現れます。また症状が緩和しても、ウイルスは感染後1週間程度ふん便とともに排出されます。

○症状が出てしまったら

下痢やおう吐が続くときは、脱水症状に注意し、水分補給に努めましょう。特に重症になりやすい高齢者や子どもの場合は、ぐったりする、唇が乾燥するなどの症状が現れることもあります。このような場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

○感染予防のためには

① 石けんを泡立てて手をしっかり洗い、十分すすぎましょう

② おう吐物・ふん便は正しく処理しましょう。

使い捨てのエプロン、マスク、手袋を着用し、ペーパータオル等でふき取りビニール袋に密封して廃棄します。

③ 食事は、十分に加熱した食品をとりましょう。

特に、貝類は十分に加熱しましょう。

ご不明な点・疑問等ありましたら下記までお問い合わせ下さい。

問 町民課 保健衛生班 電話42-2118



米の全量全袋検査を受けましょう

平成24年産米の全量全袋検査につきましては、農家の皆様のご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、もみ米で保管されている農家の方については、今後、玄米にされた場合に下記により検査いたします。

全量全袋検査は、出荷米をはじめ、直販、縁故・飯米、くず米まで全ての米を検査することとなっておりますので、まだ検査を受けていない玄米(30kg)を保管されている方は農林振興班までご連絡ください。

○検査日

- ・平成24年12月20日(木) ・ 27日(木)
- ・平成25年 1月10日(木) ・ 24日(木)
- ・平成25年 2月 7日(木) ・ 21日(木)
- ・平成25年 3月 7日(木) ・ 21日(木)



○検査場所

柳津営農経済センター第11号倉庫(下原地内)

○予約申込

希望する検査日の2日前までに役場農林振興班(電話42-2116)又は柳津営農経済センター(電話42-2616)へお申込みください。

○集荷方法

地域農業再生協議会で検査日当日にお預かりのうえ、検査後にお返しします。

※なお、少量ずつ消費する自家保有米に限っては、1kg玄米での検査も可能ですので、事前に予約申込みのうえ、役場まで検体をご持参ください。

(1)もみ袋保管の場合・・・もみ袋ごとにもみ米をもみすりした玄米1kgを検査します。

(2)サイロ・乾燥機保管の場合・・・サイロ及び乾燥機ごとにもみ米をもみすりした玄米 5kg(1kg×5 検体)を検査します。

ご不明な点・疑問等ありましたら下記までお問い合わせ下さい。



問 柳津地域農業再生協議会 (地域振興課農林振興班 電話42-2116)
(柳津営農経済センター 電話42-2616)

平成25年度柳津町保育所臨時職員募集のお知らせ

町では、平成25年4月からの柳津保育所・西山保育所の臨時保育士及び調理員等を下記のとおり募集いたしますので、希望される方はお申し込み下さい。

募 集 職 種 等	募集職種一覧表のとおり
申 込 期 限	平成25年1月7日(月)
申 込 書 類 等	(1)柳津町臨時職員申込書 (2)履歴書 (3)資格・免許が必要な職種については、その写し ※臨時職員申込書及び履歴書の用紙は総務課総務班及び西山支所に設置しています。
勤 務 条 件	- 賃金は「柳津町賃金支弁職員雇用等管理規程」によります。 - 勤務形態により社会保険及び雇用保険に加入することになります。 - その他の勤務条件については、「柳津町賃金支弁職員雇用等管理規程」により雇用します。
申 込 方 法	総務課まで持参いただくか、又は郵送してください。
申 込 先	柳津町役場 総務課総務班（電話42-2112） 〒969-7201 河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234番地
採 用 決 定	・書類選考により採用予定者を決定し、通知いたします。 (必要と認められる場合は、面接を行います。)

※募集職種一覧表

No.	職種	勤務場所	業務内容	募集人員	雇用期間	勤務時間	条件(資格)等
1	保育士	柳津保育所	保育業務	8名	H25.4.1～ H26.3.31	8:15～17:00 フレックス有	保育士又は幼稚園教諭の資格保有者または、平成25年3月末までに資格取得見込みの者
		西山保育所	保育業務	1名	H25.4.1～ H26.3.31	8:15～17:00 フレックス有	保育士又は幼稚園教諭の資格保有者または、平成25年3月末までに資格取得見込みの者
2	調理員	西山保育所	給食業務	1名	H25.4.1～ H26.3.31	8:15～17:00	調理師又は栄養士の資格保有者または、平成25年3月末までに資格取得見込みの者
3	調理員 パート	柳津保育所	給食業務 補助	1名	H25.4.1～ H26.3.31	8:30～15:30	調理師又は栄養士の資格保有者、もしくは経験を有する者、または平成25年3月末までに資格取得見込みの者

4	児童クラブ指導員	柳津保育所 放課後児童保育業務 (わくわくクラブ)	1名	H25.4.1～ H26.3.31	9:30～18:30	保育士又は幼稚園教諭・教員免許の資格保有者もしくは、指導員としての経験を有する者、または平成25年3月末までに資格取得見込みの者
			1名	H25.4.1～ H26.3.31	平日 14:30～17:30 夏休み等 8:30～17:30	

問 柳津保育所 電話42－2238

宮下病院クリスマスコンサートのご案内

宮下病院では、12月25日(火)にフルートによるクリスマスコンサートを開催します。ぜひ、コンサートにいらっやって、心地よい安らぎのひと時を味わってください。

○日時・場所 平成24年12月25日(火)

午前 10:00～ (宮下病院玄関ホール)

午前 11:00～ (宮下病院2階病棟階段踊場)

○演奏者 岩沢 麻実さん(フルート奏者)



問 福島県立宮下病院 電話0241－52－2321

歩行型除雪機による事故を防ごう

～正しい操作で、安全除雪を～

毎年雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

- ① 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。
- ② 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部(オーガ、ブロワ)が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。
- ③ 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。
- ④ 発進時は、転倒したり、挟まれたりしないように、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。
- ⑤ 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の回りには絶対に人を近づけないようにしましょう。



問 社団法人日本農業機械工業会／除雪機安全協議会 電話03－3433－0415

「県民健康管理調査基本調査」問診票のご回答のお願い

福島県では、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、県民の皆さまの健康を長期にわたり見守っていきます。その出発点として、問診票をご提出いただいた皆さまには、各々の外部被ばく線量をお伝えしております。

現時点で推計結果の通知が届いていない皆さまには、現在急ピッチで作業を進めておりますので、もう少々お待ちください。まだ問診票を作成されていない皆さまは、基本調査問診票にご記入いただき、平成23年3月11日から7月11日までのご自信の外部被ばく線量を確認いただくために、問診票のご提出をお願いいたします。

県と県立医科大学では、「県民健康管理調査基本調査」問診票に関する出前書き方説明会、相談会を、実施内容や会場などのご要望に応じて開催します。開催日時は、土・日・祝祭日を除く午前9時から午後4時までの間で、1回当たり10名～15名までの相談が可能です。詳しくは下記までお問い合わせください。

問 福島県立医科大学 県民健康管理センター 電話024-547-1786

クーリング・オフ制度について

クーリング・オフとは、訪問販売や、電話で強引な勧誘を受けて思わず契約してしまった場合、法律で定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。但し、乗用車や使用してしまった消耗品など、一部適用されないものもあります。

○適用対象

◆訪問販売：8日間以内

店舗外での訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法では店舗内での契約を含む)

◆電話勧誘販売：8日間以内

電話勧誘による取引

◆特定継続的役務提供：8日間以内

エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの継続的契約

◆連鎖販売取引：20日間以内

いわゆるマルチ商法

◆業務提供誘引販売取引：20日間以内

いわゆる内職商法、モニター商法

《クーリング・オフの仕方》

- ① 契約書を受け取った日を含めて、定められた期間内(上記適用対象の期間)に、ハガキ(簡易書留)などの書面を使用し、「契約を解除する」、「既払いの返金、商品の引き取りを求める」旨を記載し、契約相手に送付する。
- ② ハガキの場合は、裏表コピーを取り、保管しておく。
- ③ クレジット契約した場合は、信販会社にも「契約を解除する」旨を通知しておく。

問 会津坂下警察署 電話0242-83-3451